

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成31年04月01日	レジリエンス統括業務委託	6,000,000	総合企画局総合政策室 SDGs・レジリエンス戦略担当	藤田 裕之	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成31年04月01日	2019年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託	7,379,856	総合企画局総合政策室 創生戦略担当	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成31年04月01日	平成31年度京都創生PR業務	7,952,727	総合企画局総合政策室 京都創生担当	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成31年04月01日	平成における京都と皇室を振り返るパネル展等企画運営業務	5,981,580	総合企画局総合政策室 京都創生担当	株式会社伏見工芸	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成31年04月01日	「輝く学生応援プロジェクト」運営業務	8,148,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	特定非営利活動法人ユースビジョン、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人京都市ユースサービス協会の連合体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	平成31年04月01日	「京都企業と連携した次代の京都を担う人財(担い手)の育成事業」運営業務	5,093,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	特定非営利活動法人グローバル人材開発センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	平成31年04月01日	「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務	10,135,000	総合企画局総合政策室 大学政策担当	平成31年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	平成31年04月01日	「きょうと市民しんぶん」(全市版)の版下制作等の委託	8,999,640	総合企画局市長公室広報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	平成31年04月01日	「きょうと市民しんぶん」(区版)の版下制作等の委託	20,099,880	総合企画局市長公室広報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成31年04月01日	「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デジター版)の制作等の委託	10,695,165	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成31年04月01日	ポスター版「京都市民ニュース」の掲出料	12,133,368	総合企画局市長公室広報担当	京都市(交通事業)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	令和1年07月02日	複合的に媒体を活用する「クロスメディア」による市政情報の発信業務の委託	28,963,635	総合企画局市長公室広報担当	吉本興業ホールディングス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成31年04月01日	テレビ広報事業における京都市政PRスポットの放送業務委託	29,160,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成31年04月01日	京都市公式ホームページ運用・保守業務委託	7,711,200	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	令和1年06月21日	令和元年度「きょうとシティグラフ」の制作	6,480,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成31年04月01日	京都市公式アプリ“Hello KYOTO”のコンテンツ制作及び保守運用業務の委託	6,000,000	総合企画局市長公室広報担当	エイベックス・エンタテインメント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成31年04月01日	平成31年度京都市戦略的広域シティPR（国内向け）業務	14,500,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	令和1年06月03日	令和元年度京都市戦略的広域シティPR（海外向け）業務	10,000,000	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成31年04月01日	商業紙とインターネットを活用した市政広報業務	10,516,500	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都新聞ホールディングス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	令和1年07月24日	京都市市政情報総合案内コールセンター構築及び運営業務委託	405,614,220	総合企画局市長公室広報担当	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	令和1年05月07日	次期京都市基本計画策定に関する取組業務	12,276,000	総合企画局市長公室政策企画調整担当	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成31年04月01日	京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託	52,314,000	総合企画局国際化推進室	社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成31年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）平成31年度追付改修作業（旧氏対応）業務	46,008,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
024	平成31年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）平成31年度追付改修作業（宿泊税対応）業務	48,612,960	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社DTS	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
025	令和1年09月26日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住基税証明システム（住基システム側）開発業務委託	15,876,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社アルバス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成31年04月01日	汎用電子計算機、端末機器及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	28,512,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	汎用電子計算機、端末機器及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成31年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託	11,664,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成31年04月01日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	23,781,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
029 平成31年04月01日	京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応実装業務委託(平成31年6月向け)	7,912,020	総合企画局情報化推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応実装業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030 平成31年04月01日	元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託(平成31年度)	37,680,120	総合企画局情報化推進室情報システム担当	元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託(平成31年度)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
031 平成31年04月01日	平成31年度電算システムに係る保守業務	195,226,200	総合企画局情報化推進室情報システム担当	平成31年度電算システムに係る保守業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
032 平成31年04月01日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 15,721,068	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033 平成31年04月01日	平成31年度共通基盤・人事給与・文書管理システム運用保守委託	21,384,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	平成31年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034 平成31年04月01日	京都市クラウド基盤機器等保守委託	42,750,634	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
035 平成31年04月01日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	79,596,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
036 令和1年09月24日	ネットワーク機器(センタールータ及び出先拠点スイッチ等)一式賃貸借(平成26年度開始分)(再リース)	7,538,520	総合企画局情報化推進室情報システム担当	富士通リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037 平成31年04月01日	基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託	5,961,600	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038 平成31年04月01日	京都市ネットワークに関する運用管理委託	55,293,840	総合企画局情報化推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
039 平成31年04月01日	ネットワーク機器(本庁スイッチ及び出先拠点スイッチ等)一式賃貸借(平成25年度開始分)(再リース)	5,417,820	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社J ECC	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040 平成31年04月01日	OutSystems Platformに係る保守等業務委託	42,454,800	総合企画局情報化推進室情報システム担当	「OutSystems Platformに係る保守等業務委託」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
041 平成31年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託	28,512,000	総合企画局情報化推進室情報システム担当	ピースミール・テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042 平成31年04月01日	大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託	171,406,303	総合企画局情報化推進室情報システム担当	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
043 令和1年06月10日	大型汎用コンピュータのオープン化に伴う後期高齢者医療システム（オンライン処理）令和元年度追付改修作業業務委託	9,136,800	総合企画局情報化推進室情報システム担当	株式会社D T S W E S T	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044 平成31年04月01日	文書管理システムの運用保守	23,554,800	総合企画局情報化推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
レジリエンス統括業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室SDGs・レジリエンス戦略担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区樫原庭井9-21
藤田 裕之
- 6 契約金額（税込み）
6,000,000円
- 7 契約内容
レジリエント・シティ京都市統括監（CRO）として、京都市におけるSDGsの推進及びレジリエンス戦略の実行の指揮、監督、評価及び見直し、市長、副市長への助言及び報告、都市レジリエンスに関係する庁内外の関係者、関係都市との連携、市民への周知など、本市のレジリエンス構築に向けた取組を統括する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
CROの候補者の選定に当たっては、本市の外部からの公募等による選定、本市職員からの選定も選択肢としてあったが、100RCとの協議において、外部の人材をCROに任命した他の選定都市では、行政内部の協力関係構築や意思疎通に課題が生じるなど、円滑に機能していないケースもあることが明らかにされた。このため、公募等による場合は、委託業務の遂行に必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないことから、本市にとって不利となると考えられることを踏まえ、CROの候補者はOBを含む本市職員の中から選定することとなり、平成29年4月1日付けで藤田裕之氏がCROに就任した。
平成31年3月に、「京都市レジリエンス戦略（以下、「戦略」という。）」の策定を終えたが、平成31年度以降の戦略の実行過程においても、引き続きCROが戦略の実行の先導役を担うことで、戦略の推進が期待できる。
藤田裕之氏は、CROとして、戦略の策定過程から関わっており、レジリエンスに関する専門的な知識や情報を有している。また、様々な地域団体等との関係を構築し、100RCと

も良好な関係を築いていることから、引き続き藤田裕之氏を CRO として選任することが、戦略の推進につながると考えられる。

以上のことから、「レジリエント・シティ京都市統括監設置要綱」第 4 条に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間、藤田裕之氏にレジリエンス統括業務を委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
2019年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室創生戦略担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区福大明神町128番地
株式会社ツナグム
- 6 契約金額（税込み）
7,379,856円
- 7 契約内容
移住希望者からの電話や電子メール、面談等による相談対応のほか、京都への移住を促進するイベント等の企画及び開催、移住に関する情報発信を行う移住サポートセンターの運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市移住サポートセンターの運営に当たっては、移住を検討・希望されている方々が安心して相談できる対応能力・体制を有するだけでなく、移住希望者等の多様なニーズやライフスタイルに併せた相談対応や京都市への移住を促進するイベントを実施していく必要があり、委託事業者には地方移住に関する幅広い知識、経験ネットワーク等が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しない。
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を平成31年3月8日から3月22日の期間で実施し提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都創生PR業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室京都創生担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地京都商工会議所ビル5階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）
7,952,727円
- 7 契約内容
 - (1) 総会（シンポジウム）の開催
 - (2) PRポスター「日本に、京都があってよかった。」の制作・掲出等
 - (3) 広報誌「京都創生」の制作・発行等
 - (4) 京都創生推進フォーラムホームページの運営
 - (5) 京都創生推進フォーラム会員への連絡・情報発信
 - (6) その他、京都創生のPRに係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務については、京都創生の主旨を理解し、かつ企画立案能力や広報戦略能力に優れた業者を選定する必要がある。

また、京都創生のPRは、その機運醸成を目的に実施するものであり、京都創生の主旨に賛同し、その実現のために自らも活動する団体、企業、市民により組織される京都創生推進フォーラムとの連携が重要である。このため、本業務については、京都創生推進フォーラムとネットワークを有する業者を選定する必要がある。

更に、事業の実施プロセスにおいても、市民レベルでの盛り上がりを期待しており、単なる業務の遂行ではなく、市民との共汗による業務運営を進めなければならない。

これらの理由から、本件業務は、競争入札に適さない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローは、京都創生推進フォーラムの事務局を担当していることから、同団体とのネットワークを有し、かつ、京都創生の主旨についても良く理解している。

また、その組織目的が「京都の美しい自然、景観及び歴史的・文化的な資源を活用し、文化・芸術の普及向上に努めるとともに、京都文化を広く世界に発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与すること」であり、連携したPRが期待できる。

更に、市民ボランティア等と連携した事業実施の体制をとっており、市民との共汗による業務運営も期待できる。

これらの理由から、本委託業務の目的を果たせるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー以外にないため、同法人を本件業務の委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成における京都と皇室を振り返るパネル展等企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室京都創生担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年6月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町見附町11
株式会社伏見工芸
- 6 契約金額（税込み）
5,981,580円
- 7 契約内容
 - (1) 仮設壁面の作成及び設置に関すること
 - (2) 写真パネル及び慶祝看板の制作・展示企画に関すること
 - (3) 維持管理に関すること
 - (4) 撤去及び原状回復に関すること
 - (5) その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本パネル展の開催に当たっては、鑑賞しやすい空間の創造や展示内容にあった設えをはじめとする円滑な企画運営等が必要であるため、本件業務を委託する事業者については、デザイン能力や企画提案能力及び事業の確実な遂行能力等を総合的に審査する必要があり、性質上競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により、株式会社伏見工芸を受託候補者として選定し（平成31年3月25日決定）、同社との契約に関する協議が整ったため、同社に委託する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「輝く学生応援プロジェクト」運営業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

特定非営利活動法人ユースビジョン, 特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人
京都市ユースサービス協会の連合体

京都市北区小山北上総町43-4 相井ビル2階

代表 特定非営利活動法人 ユースビジョン

6 契約金額（税込み）

8,148,000円

7 契約内容

キャンパスプラザ京都1階の「学生Place+（学生の活動拠点）」をサポート拠点に、学生が大学の枠を越えて行く、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、以下の支援を行う。

- ・ミーティングスペース及び活動に必要な備品等の貸出しを行う。
- ・学生に対し、活動に資する様々な情報や市政情報等を提供するとともに、学生の活動内容を掲示するなど情報発信を行う。また、活動に対する助言や相談対応を行う。
- ・学生の活動と地域のニーズとのマッチング、連携の促進を支援する。
- ・学生とボランティア活動とをマッチングし、活動を通じた学生の成長を支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、学生に対して活動に資する様々な情報や市政情報等を的確に提供するとともに、学生のニーズを的確に捉え、活動する学生が交流する機会の提供、助言や相談を行うなど、「学生Place+（学生の活動拠点）」を円滑に運営するためのノウハウや、「むすぶネット（学生・地域連携ネットワーク）」を円滑に運営するために、大学関係者や地域との幅広い人的ネットワーク等が求められるものであり、契約の内容及び性質が、競争入札に適しないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8の理由により、公募型プロポーザル方式により、平成31年3月5日から3月19日まで事業者を募集した結果、1団体から応募があった。提出された書類に基づき審査した結果、事業が遂行できると認められたため、特定非営利活動法人ユースビジョン（特定非営利活動法人ユースビジョン、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター及び公益財団法人京都市ユースサービス協会の連合体 代表団体 特定非営利活動法人 ユースビジョン）を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都企業と連携した次代の京都を担う人財（担い手）の育成事業」運營業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区甲斐守町97番地 西陣産業創造会館2階
特定非営利活動法人グローバル人材開発センター

6 契約金額（税込み）

5,093,000円

7 契約内容

大学や国籍の枠を越えた留学生を含む学生を、グローバルな視点と地域（ローカル）の発展を支える情熱を併せ持った「グローバル人財」として育成するとともに、学生と京都の企業がお互いを知る機会を創出することを目的として、大学コンソーシアム京都加盟の大学・大学院・短期大学の学生を対象に、京都市内の企業との協働プロジェクトを中心とした人財育成事業を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

同事業の実施に当たっては、参加学生の成長につながる効果的な人財育成プログラムの構築、参加学生に対する的確な指導・助言、京都の大学や企業との連携体制の構築など幅広い能力が求められることから、委託事業者の選定に当たっては、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適しないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザルを実施することとし、平成31年2月20日から3月6日まで参加事業者を募集したところ、1者のみから提案書等の提出があった。

提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため、特定非営利活動法人グローバル人材開発センターを委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務

2 担当所属名

総合企画局総合政策室大学政策担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

平成31年度「留学生の就職支援・マッチング事業」運営業務コンソーシアム
京都市上京区甲斐守町97番地 西陣産業創造会館2階
代表 特定非営利活動法人グローバル人材開発センター

6 契約金額（税込み）

10,135,000円

7 契約内容

大学コンソーシアム京都に加盟する大学に在籍する留学生と京都市内に本社・支社等を有する企業を対象とした、求人・求職の情報提供を行うウェブサイト「ハタ洛」の運営を行い、同サイトを通じて就職・採用の機会を創出（マッチング）するとともに、留学生と企業の抱える課題を解決するためのセミナーや交流会を開催し、地元企業への就職の機運を醸成する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約で保守業務を委託する留学生の就職支援マッチングサイト「ハタ洛」において開発したシステムは、個人情報保護の観点から、汎用性のあるソフトウェアを使用して構築したのではなく、システムを開発したもの以外が保守業務を行うことはできず、他社との競争入札が成立しないものである。

加えて、留学生への就職支援を行うコーディネーター業務及び留学生・市内企業に対するサイトへの登録促進に向けたセミナー・交流会に係る業務についても、マッチングサイトと連携して実施していく必要があるため、当該委託先に一体業務として委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「きょうと市民しんぶん」(全市版)の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額(税込み)
8,999,640円
- 7 契約内容
「きょうと市民しんぶん」(全市版)12回の版下を制作するとともに、「きょうと市民しんぶん」(全市版)文字拡大版の版下を制作すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方(方針)等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施した結果、評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「きょうと市民しんぶん」(区版)の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額(税込み)
20,099,880円
- 7 契約内容
「きょうと市民しんぶん」(区版)12回の版下を制作するとともに、「きょうと市民しんぶん」(区版)文字拡大版の版下を制作すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすくお伝えする必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方(方針)等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施した結果、評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デイジー版)の制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11
公益社団法人 京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額(税込み)
10,695,165円
- 7 契約内容
「声による市民しんぶん」(市民しんぶんテープ版・デイジー版)を制作し、対象者に発送すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
「声による市民しんぶん」の制作については、視覚障害者に対する知識や朗読にあたっての長年の経験が必要である。例えば、図表で示されている部分のように視覚では容易に理解できても、音声で伝える場合は朗読方法を工夫しなければ理解できないことがある。また、発送業務等で視覚障害者との連絡調整も必要であり、点字を読むことができない方への配慮も必要なため、この点においても対応に知識や経験が求められる。以上の理由により競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、「声による市民しんぶん」以外にも視覚障害者向けのカセットテープによる情報媒体を制作及び発送しているため、必要な知識や技術等の経験が豊富である。また、朗読ボランティアとの関わりも深く、多くのボランティアの協力を得て朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者であり、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の団体である。よって、同協会を選定している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポスター版「京都市民ニュース」の掲出料
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市（交通事業）
- 6 契約金額（税込み）
12,133,368円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄の全車両に市政広報ポスター「京都市民ニュース」を掲出することを委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市バス及び地下鉄へのポスターの掲出は、市バス・地下鉄事業を運営している京都市（交通事業）のみが契約先となるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
複合的に媒体を活用する「クロスメディア」による市政情報の発信業務の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和元年7月2日
- 4 履行期間
令和元年7月2日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区難波千日前11-6
吉本興業ホールディングス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,963,635円
- 7 契約内容
民間テレビ放送局及び市内映画館、インターネットにおいて発信する市政広報映像の制作及び特設ホームページの管理・運営
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、市の事業などを効果的に発信するため、市政情報を十分理解し、効果的に伝達する企画・表現・制作力を持つことが求められる。そこで、企画・制作力等を審査するプロポーザルを実施した結果、上記5の契約の相手方の評価が最も高かったため、委託業務を遂行するに十分な能力があると認められたため、委託先として選定。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
テレビ広報事業における京都市政PRスポットの放送業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
29,160,000円
- 7 契約内容
京都市政PRスポットとして、30秒又は15秒のテレビCM映像を1800GRP（延べ視聴率）分放送する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、市の事業などを効果的に発信するため、京都市民向けの情報提供に重点を置き、京都の情報を求める視聴者層を持つ放送局で放送する必要がある。京都府内でこれを満たす放送局は、株式会社京都放送のみであり、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用・保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通松原上る東側
キシステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
7,711,200円
- 7 契約内容
ホームページ作成に関する知識がない職員でも容易にホームページの作成，更新，管理ができるホームページ作成支援システム（以下，「CMS」という。）の運用・保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
CMSは，上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており，技術情報やノウハウは一般に公開されておらず，同社のみが有している。
運用・保守にあたっては，CMSの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり，本契約は競争入札に適しないことから随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度「きょうとシティグラフ」の制作
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和元年6月21日
- 4 履行期間
令和元年6月21日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社石田大成社
- 6 契約金額（税込み）
6,480,000円
- 7 契約内容
「きょうとシティグラフ」の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「きょうとシティグラフ」の制作事業者については、冊子のコンセプトを十分理解してレイアウト、デザイン等ができる能力を有する事業者を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、評価の高かった相手方を選定。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式アプリ「Hello KYOTO」のコンテンツ制作及び保守運用業務の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区南青山三丁目1番30号
エイベックス・エンタテインメント株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,000,000円
- 7 契約内容
京都市公式アプリ「Hello KYOTO」のコンテンツ制作及び保守運用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本アプリについては、エイベックスが開発し、運用しているため、他社との競争が成立しない。
よって同法人を委託先に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市戦略的広域シティPR（国内向け）業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山1丁目3番6号
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
14,500,000円
- 7 契約内容
京都が持つ観光、歴史、文化の魅力はもとより、京都市政の先進的な取組等の情報を、首都圏を中心とする多様なメディアに提供し、全国・海外向けニュースとして、新聞や雑誌、テレビ番組などで本市の情報が採り上げられるよう、調整等を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。そこで、企画や情報発信能力等を審査するプロポーザルを実施した結果、最も評価が高かったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度京都市戦略的広域シティPR（海外向け）業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和元年6月3日
- 4 履行期間
令和元年6月3日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427 京都朝日会館3階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
海外における京都市の認知度及びブランドイメージ向上を目的として、京都市が持つ観光、歴史、文化等の魅力を紹介する動画、記事等のコンテンツを作成し、海外メディアで効果的に放送、出版等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
企画力や情報発信能力等を審査するプロポーザルを実施した結果、最も評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
商業紙とインターネットを活用した市政広報業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川北入少将井町239番地
株式会社京都新聞ホールディングス
- 6 契約金額（税込み）
10,516,500円
- 7 契約内容
市政関連広告を全面広告（15段分・カラー）で5回制作し、「京都新聞」・「京都新聞社ホームページ」に掲載する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、掲載する市政関連広告の制作と市政関連広告の京都新聞及び京都新聞社ホームページへの掲載が一連の業務となっており、株式会社京都新聞ホールディングスは、紙面と連動して同社ホームページ用の広告の制作、掲載を行うことができる唯一の事業者であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市政情報総合案内コールセンター構築及び運営業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和元年7月24日
- 4 履行期間
令和元年7月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市都島区東野田町4-15-82 NTT西日本新京橋ビル
株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
- 6 契約金額（税込み）
405,614,220円
- 7 契約内容
コールセンターを継続して運営するために必要な施設、設備、システム等の整備、対応に従事する要員の確保や研修の実施等を含む、コールセンターの構築及び運営の一切の業務を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業者の選定は、対応の品質やシステムの機能など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式により業者を選定。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施した結果、評価が高かったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
次期京都市基本計画策定に関する取組業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室政策企画調整担当
- 3 契約締結日
令和元年5月7日
- 4 履行期間
令和元年5月7日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
12,276,000円
- 7 契約内容
次期京都市基本計画策定にあたり、京都市基本計画審議会の運営等の取組を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、本市の市政運営の基本となる次期京都市基本計画策定に関する取組業務であり、受託者の業務遂行能力や市政の理解度等が成果物に与える影響が大きく、その性質が価格等による事業者選定になじまない。
そのため、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）により随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業者から提出された提案書等について、公募型プロポーザルの募集要項の「7 提案の選定」に基づき、採点を行い、一番得点が高かった事業者と契約した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業運営委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際化推進室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日～令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通り三条上る下丸屋町423番地
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
52,314,000円
- 7 契約内容
ア 多文化共生を推進する事業の実施
イ 多文化共生に関する活動の担い手養成
ウ 多文化共生に関する情報提供及び広報活動等
エ 調査・研究
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住民主体の多文化共生による地域づくりを推進することを目的としているところ、委託先の選定に当たっては、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査し、相手方を選定する必要があるため、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い、価格に加えて、これまでに培ってきたノウハウ、技術、経験等を総合的に審査した結果、上記事業者を受託候補者として決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住民基本台帳システム（オンライン処理）平成31年度追付改修作業（旧氏対応）業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
46,008,000円
- 7 契約内容
現行の住民基本台帳システムに加えられた改修等を稼働前の新システムに反映させる追付き作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る住民基本台帳システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う税システム（オンライン処理）平成31年度追付改修作業（宿泊税対応）業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八丁堀2-23-1エンパイヤビル
株式会社DTS
- 6 契約金額（税込み）
48,612,960円
- 7 契約内容
現行の税システムに加えられた改修等を稼働前の新システムに反映させる追付き作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る税システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の新システムに、これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う住基税証明システム（住基システム側）開発業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年9月26日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院坤町53番地
株式会社アルバス
- 6 契約金額（税込み）
15,876,000円
- 7 契約内容
オープン化後のシステム上で住基及び税システムの各種証明発行機能を備えた「住基税証明システム」を開発する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る住民基本台帳システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下「本体契約」という。）により開発中の証明書発行機能を利用して開発する作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

汎用電子計算機，端末機器及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

汎用電子計算機，端末機器及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

28,512,000円

7 契約内容

- ・汎用電子計算機及び周辺機器等の運用維持管理業務
- ・共通基盤システムの運用維持管理業務
- ・京都市役所ネットワークに関する運用管理支援

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり，日本電気株式会社が著作権を有する汎用電子計算機用OS（ACOS-4/VX）や，汎用電子計算機の統合運用管理に使用する TOMARF，オンラインシステムのシステム環境及び接続環境を構築管理するために使用する VDL, NDL などといった汎用電子計算機用ユーティリティソフトウェアを使用しなければ，汎用電子計算機の運用維持管理を行うことができない。

また，共通基盤システムについては，行政業務情報システムの根幹となる職員認証等，極めて高度な技術によって設計，構築されており，運用維持管理に当たっては，両システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠であり，これらの情報を保有するものは，開発を行った日本電気株式会社のみである。

さらに，業務の履行に当たっては，障害が発生したシステムの復旧など，様々な不具合に対処する必要があるが，復旧を行うための原因の特定と対処方法の決定・実施には，詳細な技術情報とともに，高度な専門技術及び知識を保持している要員を確保する必要がある。

したがって、他者との競争が成立せず競争入札に適しない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システムに係る機器保守等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,664,000円
- 7 契約内容
京都市マイナンバー連携システムにおいて、平成31年度分の機器保守作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象となる京都市マイナンバー連携システム機器の保守を行うためには、障害原因の特定及び対処に当たって、京都市マイナンバー連携システムの設定等の知識を有し、設定に基づいた保守を行う必要がある。
当該システムに関する知識を保有するものは、当該システムを作成した日本電気株式会社のみであることから、同社と随意契約を締結するものである。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、日本電気株式会社のグループ企業の高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社が必要である。しかし、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社とNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールディング株式会社から構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,781,600円
- 7 契約内容
本番用副本登録や差分符号取得等の運用業務及び番号法に基づく情報提供、情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用をする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。
このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、同社を代表とする京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託コンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
なお、本業務の履行に当たっては、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応実装業務委託（平成31年6月向け）

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和元年7月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応実装業務に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

7,912,020円

7 契約内容

令和元年6月以降に国・他都市等との情報連携をするために、新レイアウトに対応したシステム改修の実装及びテストを委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築したものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができない。

このため、本業務を履行できる相手方は同社しかないことから、同社を代表とする京都市マイナンバー連携システムに係るデータ標準レイアウト改版対応実装業務に係るコンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。

なお、本業務の履行に当たっては、京都市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成28年10月「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾している株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを契約の相手方とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託（平成31年度）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
元号変更に伴うACOS業務システムの改修作業委託（平成31年度）コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
37,680,120円
- 7 契約内容
大型汎用機で稼働する業務システムについて、新元号への改元に対応する改修を行う必要があるため、新元号名称の発表後にしか行えない新元号名称のプログラムへの反映と日付データの変換について、システム改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回改修作業の対象となる各事務処理システムは、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。本件改修作業では、日本電気株式会社が著作権を有し、同社及び同社のグループ企業等のみに使用が許可されるATSS、NEDIT、CASEWORLD等の各種ソフトウェアを使用する必要がある。
したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、NECと、NECのグループ企業等

であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、NEC が著作権を有するソフトウェアの使用が許可される NEC ソリューションイノベータ株式会社、株式会社ソフィア及び株式会社ワードシステムの4社で構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度電算システムに係る保守業務
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
平成31年度電算システムに係る保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
195,226,200円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグル

ープ企業等であり，高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき，日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアから構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行京都支店

- 6 契約金額（税込み）
予定総額
15,721,068円

（参考）

単価契約

- ① 基本料金（税抜き）
システム使用料：150,000円/月
- ② 度数料金（税抜き）
口座振替授受代行：62,500円/回
（基本料）
口座振替授受代行：5,000円/件
（データ処理料）

- 7 契約内容
口座振替データを甲と金融機関の間において授受代行する業務、口座振替データを分割統合する業務、口座振替結果データを納品する業務、その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度共通基盤・人事給与・文書管理システム運用保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
平成31年度共通基盤・人事給与・文書管理システム保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,384,000円
- 7 契約内容
 - (1) ソフトウェア保守
 - (2) システム監視
 - (3) 障害復旧作業
 - (4) 障害履歴管理
 - (5) 機器の構成管理
 - (6) システム関連問い合わせ
 - (7) システムリソース管理支援及び報告
 - (8) システム稼動状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

共通基盤システム・人事給与システム・文書管理システムについては、極めて高度な技術によって設計、構築されている。今回委託する業務については、共通基盤システム・人事給与システム・文書管理システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠であり、当該システム群に関する詳細な技術情報を有する上記コンソーシアム事業者以外では履行することができず、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市クラウド基盤機器等保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
42,750,634円
- 7 契約内容
住民基本台帳，税務，国民健康保険，介護保険，福祉等の基幹業務システムの移行先であるクラウド基盤の機器等の保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器は，基幹業務システムの稼働環境であるクラウド基盤を構成するもので，トラブルが発生した際には，市民影響を最小限に抑えるため，直ちに原因を特定し，部品交換や代替機による復旧を行わなければならない。
障害時の復旧を迅速かつ確実に行うためには，サーバ機器やネットワーク装置の技術仕様を把握し，クラウド基盤のセットアップ内容やストレージ機器の結線等，構築時の各種設定に関する知識が必要となる。
上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は，クラウド基盤機器の製造元であり，かつ構築作業を実施した日本電気株式会社に限られることから，同社を契約相手方として機器保守業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局情報化推進室情報システム担当

3 契約締結日

平成31年4月1日

4 履行期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

79,596,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやLWAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ネットワーク機器（センタールータ及び出先拠点スイッチ等）一式賃貸借（平成26年度開始分）
（再リース）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年9月24日
- 4 履行期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地 京都フコク生命四条柳馬場ビル
富士通リース株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,538,520円
- 7 契約内容
京都市データセンター，広域イーサ拠点，地域IP網拠点に設置しているネットワーク機器のリース
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成26年度に借り受けたネットワーク機器の再リースであり，本契約を履行できるのは，現在，リース契約を締結している富士通リース株式会社しかないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系共通基盤ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,961,600円
- 7 契約内容
基幹系ネットワークを構成するネットワーク機器の監視及び障害発生時の確認対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ネットワーク機器等の監視業務には、システム監視用ネットワークを介して、監視対象機器のステータス情報の取得や外部へアラート発報を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要がある。また、万が一、障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託している上記事業者以外にないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ネットワークに関する運用管理委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
55,293,840円
- 7 契約内容
京都市のネットワークを構成するネットワーク機器及び仮想化基盤の管理運用、監視及び障害発生時の確認対応、担当職員への技術支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市ネットワークにおいて、安定的に稼働させるために当該ネットワークを構成するネットワーク機器や各種サーバ等に対する監視管理体制を構築するとともに、これら機器等の管理・運用業務、各種設定業務、運用手順等のドキュメント作成、担当職員への技術支援等を実施するものであり、平成31年3月に導入した無線LANを令和元年度、令和2年度の西庁舎、分庁舎及び本庁舎への移転に合わせて、ネットワーク設定や運用手順等を適宜柔軟に見直しつつ安定的、安全に使用できるようにしていく必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
新庁舎の整備に合わせて、イントラネットワークの無線化を行い、無線環境の運用手順等の策定については、平成30年度のネットワーク運用管理業務（以下「平成30年度業務」という。）において実施した。
令和元年度及び令和2年度においては、この運用手順等に基づいた機器設定作業等を進めて

いくことになるが、具体的な執務室のレイアウトや職員配置等によって、ネットワーク設定や運用手順等を適宜柔軟に見直しつつ作業を進めていく必要があり、これを安全かつ確実に実施するためには、平成30年度業務を実施した事業者引き続きネットワーク運用管理業務を行わせる必要がある。また、他の事業者を実施させた場合、ネットワーク等に不具合が生じたときに、平成30年度業務に起因するものか否かの切分けが難しく、責任の所在が不明確となるおそれがある。

こうしたことから、平成30年度業務に接続する本業務を安全かつ確実に実施するためには、平成30年度業務を受託した事業者以外の者から調達した場合、その便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、当該事業者を相手方として随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ネットワーク機器（本庁スイッチ及び出先拠点スイッチ等）一式賃貸借（平成25年度開始分）
（再リース）
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
5, 417, 820円
- 7 契約内容
京都市データセンター，本庁舎，北庁舎，消防庁舎，広域イーサ拠点に設置しているネットワーク機器のリース
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約は，平成25年度に借り受けたネットワーク機器の再リースであり，本契約を履行できるのは，現在，リース契約を締結している株式会社J E C Cしかないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
OutSystems Platformに係る保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「OutSystems Platformに係る保守等業務委託」コンソーシアム
東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア10階
代表者 株式会社BlueMeme
- 6 契約金額（税込み）
42,454,800円
- 7 契約内容
新基幹業務システムの基盤となっているOutSystems Platform（以下「OSP」という。）の保守やOSPの実装及び保守運用設計の支援等に係る業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
OSPの運用保守設計については、平成30年度中に「OutSystems Platformに係る保守等業務委託」コンソーシアムの支援を受けて検討作業を進めてきたが、いまだ完了していない。また、これまで発生した様々な課題についても、一部は解消しておらず、現在も同コンソーシアムによる調査・検討が続いている。
今年度は、平成30年度に引き続きこれらの作業を実施するとともに、新たな課題等にも対応し、1月の本稼働を確実に実現する必要があるが、これまで一貫して本業務を受託し、これまでの調査や検討の経緯を熟知している同コンソーシアム以外の新規事業者へ委託した場合、既契約の役務により蓄積された知見を有効に活用し、本市が求める役割を果たすことに著しい支障が生ずるおそれがあることから、同コンソーシアムを契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に係る工程管理支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエア タワーX 14階
ピースミール・テクノロジー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,512,000円
- 7 契約内容
基幹業務システムのオープン化に係る各業務の進捗管理、品質管理等の作業について、専門的な知見を有していない本市職員を支援するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、業務システムの設計・開発などオープン化に係る各業務について、本市職員による進捗管理や品質管理等の作業を支援するものである。
本業務を的確かつ効率的に行うためには、政令市での基幹系システム開発において、同種業務に従事した経験を有し、当該業務に係る専門的な知見を有していることに加え、本市のオープン化事業における開発の進め方や品質管理基準、これまでの検討や取組の内容を熟知している必要がある。
これらの条件を満たす者は、平成27年度から本業務を受託しているピースミール・テクノロジー株式会社しかないことから、同社を契約の相手方に選定し、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に係る技術支援等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
171,406,303円
- 7 契約内容
大型汎用コンピュータのオープン化事業において、本市職員を技術的側面から支援するため、各開発業者が共通して利用する共通部品等の整備・維持管理、新システムの稼働環境やテスト環境の構築・保守運用、テストやシステム移行等における各開発業者の横断的な統制等の業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業開始後、平成30年度までの契約において、共通部品の改修や環境の構築等を順次進めてきたところであるが、いまだ完了していない作業が残っているほか、各業務で発生した様々な課題についても解消し切れていないことから、現在も作業や調査、検討が続いている。
令和元年度は、平成30年度に引き続いてこれらの作業を実施するとともに、各開発業者を統制し、システムを本稼働へと導く必要があるが、これまで一貫して本業務を受託し、オープン化事業に係る状況や、作業や検討の経過、開発の進捗等を熟知している京都高度技術研究所以外の事業者へ委託した場合、既契約の役務により蓄積された知見を有効に活用し、本市が求める役割を果たすことに著しい支障が生ずるおそれがあることから、同所に業務を委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う後期高齢者医療システム（オンライン処理）令和元年度追付改修作業業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和元年6月10日
- 4 履行期間
令和元年7月1日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 京都四条新町ビル
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
9, 136, 800円
- 7 契約内容
平成31年3月までに行われた現行システム改修等を、オープン化後の後期高齢者医療オンラインシステムに反映させるための改修作業を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、大型汎用コンピュータのオープン化に係る後期高齢者医療システム（オンライン処理）設計・開発等業務委託（以下、本体契約）により開発中の新システムに、これまでに現行システムに対し行われた改修内容を反映させる作業であり、本体契約の作業と調整しながら実施する必要があることから、本体契約の受託者に委託する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局情報化推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,554,800円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

